

第 22 期
大分海区漁業調整委員会

第 30 回委員会

議 事 録

開催日時 令和 7 年 3 月 12 日(水) 午前 11 時

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号
大分県水産会館 5 階 研修室

第 2 2 期大分海区漁業調整委員会第 3 0 回委員会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 3 月 1 2 日(水) 午前 1 1 時 0 0 分

2. 開催場所 大分県水産会館 5 階 研修室

3. 出席委員 小 野 眞 一 (会長、議長)
阿 部 貴 史
藤 本 昭 夫
須 川 直 樹
渡 邊 英 敏
齋 藤 信 二
疋 田 一 則
山 本 勇
濱 田 貴 史
阿 部 義 広
森 崎 真 吾
山 尾 和 久
小 野 裕 佳
本 庄 新

事務局 大石事務局長、堀事務局次長、中川主幹、野田主査

農林水産部 大屋審議監

漁業管理課 利光主事

水産振興課 大塚課長、中島技師

4. 議事録署名委員 渡邊委員、阿部貴史委員

5. 協議事項及び審議の結果

第 1 号議案 別府湾南部海域における漁法の制限について

審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した

第 2 号議案 別府湾南部海域におけるあみ等のまきえを使用して行う船釣り等の禁止について

審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した

第 3 号議案	大分県海域におけるあみ等のまきえの使用禁止について
審議の結果	原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第 4 号議案	津久見市無垢島周辺海域における漁法の制限について
審議の結果	原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第 5 号議案	伊予灘及び豊後水道北部におけるまこがれいの採捕の禁止について
審議の結果	原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第 6 号議案	豊後水道北部におけるいさきの採捕の禁止について
審議の結果	原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第 7 号議案	「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」の策定について
審議の結果	異議のない旨答申することに決した
第 8 号議案	知事許可漁業の制限措置及び申請期間について
審議の結果	異議のない旨答申することに決した
第 9 号議案	大分県資源管理方針の一部改正について
審議の結果	異議のない旨答申することに決した
第 10 号議案	知事管理漁獲可能量の設定について
審議の結果	異議のない旨答申することに決した

6. 審議概要

事務局長 ただいまから、第 22 期第 30 回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。

事務局長の大石です。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の委員の出席状況ですが、定員 15 名中 14 名の委員が出席され、過半数を超えていますので、漁業法第 145 条の規定により、本委員会が成立していることをご報告いたします。

それでは、農林水産部大屋審議監から、ご挨拶を申し上げます。

大屋審議監 （ あいさつ ）

事務局長 ありがとうございました。大屋審議監につきましては、業務重複のためここで退席します。

それでは、議事に入ります前に、お手元の資料の確認をいたします。本日はタブレットが準備できなかったため、議案書は紙で用意しております。

それでは、議事に入ります。大分海区漁業調整委員会規程第 5 条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、小野会長に以後の議事進行をお願いします。

議長 議事に入ります前に、議事録署名委員を決めたいと思います。
渡邊委員と阿部貴史委員をお願いします。
それでは議事に移ります。
第1号議案の「別府湾南部海域における漁法の制限について」と第2号議案の「別府湾南部海域におけるあみ等のまきえを使用して行う船釣り等の禁止について」は関連がありますので、一括して審議することとします。事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 それでは、第1号議案と第2号議案を一括して、ご説明いたします。

議案書の3ページをご覧ください。

第1号議案は、別府湾南部海域における漁業と遊漁の円滑な漁場利用関係を確保するため、委員会指示により当該海域での投錨をして（アンカーを打って）行う船釣りを禁止するものです。

次の4ページをご覧ください。

第2号議案ですが、第1号議案と同様の目的で、委員会指示によりあみ等のまきえを使用する船釣り等を禁止するものです。

この2つの委員会指示の禁止期間及び有効期間が本年5月31日で終了するため、新たに6月1日から翌年5月31日までを期間とする委員会指示を発出するとともに、第2号議案では承認事務取扱要領を改めます。

なお、この2つの議案は2月21日に書面で開催された別府湾南部海域漁場利用調整連絡協議会及び3月3日開催の大分県海面利用協議会での協議を経て、会長宛てに委員会指示の発出が要請されています。

次の5ページをご覧ください。大分県海面利用協議会長からの委員会指示発出の依頼書です。

中段「記」以下の1から6までの番号が、それぞれ第1号議案から第6号議案までとなります。

次の6ページをご覧下さい。

第1号議案の投錨をして行う船釣りの禁止区域は図中の斜線の海域となります。

次の7ページをご覧ください。委員会指示案をお示ししていますが、禁止期間を1年間更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容となっています。

次の８ページをご覧ください。

第２号議案の「完全まきえ船釣り等禁止区域」は、濃く塗りつぶしている海域となります。

その「完全まきえ船釣り等禁止区域」の海域を除いたチェック模様で表示している海域に限って、委員会が承認した船舶に限り、まきえ船釣りを認めています。

次の９ページと１０ページに委員会指示案を載せています。有効期間を１年間更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容となっています。

次の１１ページから１５ページは、このまきえ船釣り等承認事務取扱要領案となっております。１１ページの第４の２をご覧ください。これまで、「同委員会以降の第１又は第２による承認申請については、委員会の会長及び副会長が審査し決定する」となっていた部分の下線部について、「事務局長が審査し、決定する。」と変更したいと考えています。まきえ承認事務においては、必要書類の形式審査のみを実施しており、事務処理の承認証発給の効率化を図るため、事務局長による審査・決定が出来るように変更するものです。それ以外については、記載期間等を変更した他は、例年と同じ内容です。

次に１６ページから２０ページが来年度の漁場利用協定書案です。２月２１日に書面で開催されました別府湾南部海域漁場利用調整連絡協議会で今年度と同じ内容で引き続き締結される旨決定していますので、新年度になりましたら調印される予定です。

次に、２１ページをご覧ください。別府湾南部海域におけるまきえ船釣り等の承認状況ですが、５月の当初の委員会で報告して、その後２０件が追加され、累計で３２９件となっています。

以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第１号議案と第２号議案につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

ご意見もないようですので、最初に第１号議案についてお諮りします。第１号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第１号議案については、原案のとおり

り委員会指示を発出することとします。

続いて第２号議案についてお諮りします。第２号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第２号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第３号議案の「大分県海域におけるあみ等のまきえの使用禁止について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 それでは、議案書の２４ページをご覧ください。

第３号議案は、委員会指示により、５つの海域においてあみ等のまきえの使用を禁止するものです。

この委員会指示の禁止期間が本年３月３１日で終了するため、新たに４月１日から翌年３月３１日までを期間とする委員会指示を発出するものです。

なお、本議案については、２月６日開催の豊後水道北部海面利用地区協議会、２月２７日開催の豊後水道南部海面利用地区協議会及び３月３日開催の大分県海面利用協議会での協議を経て、会長宛てに委員会指示の発出が要請されています。

具体的な指示内容を地区別にご説明します。

次の２５ページは、（１）佐賀関半島地区です。格子模様を付けた高島及び牛島の全域は、いそ釣りのおきあみを含むあみのまきえの使用を禁止するものです。

また、波線模様を付けた海域では、船釣りのおきあみを含むあみのまきえの使用を禁止するものです。

次の２６ページが、（２）津久見市四浦地区と（３）保戸島地区です。津久見市四浦半島の南側格子模様を付けた海域では、いそ釣りのおきあみを含むあみのまきえの使用を禁止するものです。

また、津久見市保戸島から高甲岩灯台までの格子模様を付けた海域では、いそ釣りのすべてのまきえの使用を禁止するものです。

さらに、波線で示しています海域では、船釣りのおきあみを含

むあみのまきえの使用を禁止するものです。

次の２７ページをご覧ください。（４）津久見市無垢島と保戸島との間の海域ですが、通称スカ漁場とされています。

このスカ漁場では、船釣りのおきあみを含むあみのまきえの使用を禁止するものです。

次の２８ページをご覧ください。（５）佐伯市鶴見地区です。図中左の宇戸島うとじまの右にあります女郎埼じょろうさきから地蔵埼じぞうざきの間と大ばえから鶴見と米水津の境界の間までの格子模様を付けた半島の沿岸ではいそ釣り、波線の海域では船釣りのおきあみを含むあみのまきえの使用を禁止するものです。

次の２９ページをご覧ください。これらの委員会指示案を載せていますが、禁止期間を１年間更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容となっています。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、第３号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

他にご意見もないようですので、第３号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第３号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第４号議案の「津久見市無垢島周辺海域における漁法の制限について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 それでは、議案書の３２ページをご覧ください。

第４号議案は、津久見市無垢島周辺海域における漁業と遊漁の円滑な漁場利用関係を確保するため、委員会指示により、投錨して行う船釣り及びまきえを使用して行う船釣りを禁止するものです。

この委員会指示の禁止期間が本年３月３１日で終了するため、新たに４月１日から翌年３月３１日までを期間とする委員会指示を発出するものです。

なお、本議案については、２月６日開催の豊後水道北部海面利

用地区協議会及び３月３日開催の大分県海面利用協議会での協議を経て、会長宛てに委員会指示の発出が要請されています。

次の３３ページをご覧ください。委員会指示の対象海域は、無垢島の北側及び東側の模様を付けている海域で、委員会指示によりイカ釣りを除く投錨して行う船釣りと、おきあみを含むあみのまきえを使用する船釣りを禁止するものです。

次の３４ページをご覧ください。委員会指示案をのせていますが、禁止期間を１年間更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容となっています。以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第４号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。禁止期間を１年間更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容ということです。

特にご意見もないようですので、第４号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第４号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第５号議案の「伊予灘及び豊後水道北部におけるまこがれの採捕の禁止について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 それでは、議案書の３５ページをご覧ください。

第５号議案は、委員会指示により伊予灘及び豊後水道北部の大分県海域において、全長１５センチメートル以下のまこがれの採捕を禁止するものです。

この委員会指示の禁止期間が本年３月３１日で終了するため、新たに４月１日から翌年３月３１日までを期間とする委員会指示を発出するものです。

なお、本議案については、２月２５日開催の豊後灘海面利用地区協議会、２月６日開催の豊後水道北部海面利用地区協議会、２月２１日開催の別府湾南部海域漁場利用調整連絡協議会及び３月３日開催の大分県海面利用協議会を経て、会長宛てに委員会指示の発出が要請されています。

次の３６ページの斜線部分が対象海域となります。

次の３７ページをご覧ください。委員会指示の案をのせていますが、禁止期間を１年間更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容となっています。

次の３８ページをご覧ください。まこがれいの漁獲量のグラフと放流量を掲載しています。まこがれいの漁獲量については、公表されたデータとしては、平成１８年までしかありませんので、それ以降については、まこがれいの水揚量が把握できる県漁協２支店の漁獲量を示しています。これらのグラフから平成７年以降、漁獲量は減少傾向ですが、近年は横ばい傾向となっています。

以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第５号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

渡邊委員 質問とかではなく、皆さんにまこがれいの生態について知って欲しいのですが、大分県が南限で北海道が北限です。

以前千葉の底びきの漁に同乗させてもらい、結局台風で乗れなくて漁獲量とかの話だけを聞いたこともあります。

大分県で放流をしていて、今は漁獲量の維持ができていますが、水温が上がっていく状況で、この先どうなるかというのは不明だと思いますが、行政としてはどういう風に考えているのでしょうか。

大塚課長 まこがれいは大分県にとって非常に重要な魚種で、特に別府湾の城下かれいは、非常に高値で取り引きされていますので、別府湾では基幹魚種に位置付け、放流に力をいれています。水温が高くなっているので、それに対抗した放流のやり方というのは考えているところで、早目に水温が上がらないうちに、アマモ場に放流するというやり方で、増やしていこうという考え方は、変わっておりません。何とか増やしたいと思っています。

渡邊委員 ヒラメとかで、高温耐性種苗の生産をしていると思うのですがまこがれいではできないのでしょうか。

大塚課長 ヒラメは養殖の対策でやっています。放流種苗はなるべくそういう生態的なところはいじらないというのが基本的な考え方です。

す。放流魚種についてはそういう考えはありません。

事務局長 海面利用協議会で情報提供があったのですが、別府湾の一部では増えてきている所もあるようです。特に日出とかアマモ場の整備とかで少しずつ効果がみえてきているという意見もありました。

議長 他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。
増えてきている所があるということでしたが、漁獲量を載せているこの2支店以外の所で増えているということでしょうか。

事務局長 別府湾でカレイをとっているのが、大分、幸崎、別府、日出、杵築支店くらいだと思うのですが、漁獲量を把握しているのは、1地区で他の地区は把握していません。
個別に漁業者さんに話を聞くと、2～3年前の大分支店の方ですが、今までで一番捕れたというのを聞きました。また最近YouTubeで、漁の様子を公表している人もいますが、結構良いサイズがかかっている、少しずつ捕れているという印象はあります。

議長 他にありませんか。よろしいでしょうか。
他にご意見もないようですので、第5号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第5号議案については原案のとおり委員会指示を発出することといたします。
次に、第6号議案の「豊後水道北部におけるいさきの採捕の禁止について」を審議します。
事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 それでは、議案書の39ページをご覧ください。
第6号議案は、委員会指示により豊後水道北部の大分県海域において、釣りによる全長20センチメートル以下のいさきの採捕を禁止するものです。
この委員会指示の禁止期間が本年3月31日で終了するため、新たに4月1日から翌年3月31日までを期間とする委員会指示

を発出するものです。

なお、本議案については2月6日開催の豊後水道北部海面利用地区協議会及び3月3日開催の大分県海面利用協議会を経て、会長宛てに委員会指示の発出が要請されています。

次の40ページをご覧ください。斜線で示す大分県海域が対象海域です。

次の41ページに委員会指示案を載せていますが、禁止期間を1年間更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容となっています。

次の42ページにいさきの漁獲量の推移と放流量を掲載しています。県合計、豊後水道北部である大分北部海区ともに減少傾向ですが、近年は下げ止まりの傾向となっております。

以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第6号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

これは豊後水道地区だけに限定された指示ですが、南部では資源の状況はどんな具合なのでしょう。

足田委員 いさきは一本釣りで周年捕れている。定置にも大きいサイズが入る。ウドゴ（小さいいさき）があまり捕れなくなった。5月ぐらいに昔は結構捕れて、放流することもできずそのまま持って帰っていた。

小さいやつが少なくなって、サイズが大きくなった。養殖場についている半天然が動き回っている感じ、市場には周年あがっています。

議長 ありがとうございます。他にありませんか。

他にご意見もないようですので、第6号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議がないようですので、第6号議案については原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第7号議案の「水産動物の種苗の生産及び放流並びに

水産動物の育成に関する基本計画」の策定について」を審議します。この議案は、前回の委員会で一度説明をしていますので、おさらいということで事務局は簡潔に説明してください。

事務局長

議案書の４３ページをご覧ください。

「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」を策定するに当たり、大分県知事から本委員会に対し意見を求められているものです。

議案書の４５ページをご覧下さい。

「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」は通称、栽培漁業基本計画と呼ばれるもので、沿岸漁場整備開発法の規定に基づき、概ね５年を１期として各県で策定されます。

栽培漁業基本計画は、令和４年の７月に公表された国の基本方針に即して策定することとされています。また、本県では令和６年９月に策定した大分県農林水産業振興計画の内容も反映させるため、令和６年度から令和１０年度までを計画期間とした栽培漁業基本計画を策定することとしております。

議案書の４６ページからが国の基本方針の概要をお示しした資料となります。４８ページでは、種苗放流の効果の検証と効果的な栽培漁業の推進として、適地への放流等が掲げられています。

５１ページでは、共同種苗生産体制の構築として、関係県による連携や分業等が掲げられています。

また、５６ページでは、技術開発の推進として、アカアマダイなど新規栽培対象種への取組みが掲げられています。

議案書の５８ページをご覧ください。今年度策定した大分県農林水産業振興計画の該当部分を掲載しております。赤枠でお示した①つくり育てる栽培漁業の拡大として、漁場環境整備、拠点放流や資源管理強化に一体的に取り組む新たな増殖モデルを導入し、クルマエビやまこがれいなど基幹魚種の資源造成に取り組むとともに、キジハタやアマダイなどニーズが高い新栽培漁業対象魚種の生産技術開発等に取り組むとしています。

以上の内容を反映し、第８次栽培漁業基本計画案は、漁場整備や資源管理との一体的な取組みを基本的な方針として掲げ、関係者のニーズを反映して対象魚種の見直しを行うなど、国の方針及び大分県農林水産業振興計画に沿った内容で取りまとめられております。説明は以上です。

議長 事務局から説明がありました。第7号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

渡邊委員 今まで公社の施設が、完全ではなくて、プールがないので順番を待たなくてはいけないということで、早く生産して欲しいのに、放流時期が遅れることが多々ありました。これからは、プールが多くなったので、早期の生産など、現場の望む生産時期に合わせて生産が可能になったと考えてよいのでしょうか。

大塚課長 要望にはできるだけ応じるつもりです。ただやはりこの時期にこの魚種を生産して、次にこの魚種を生産するというやり方は変わらないので、どこまで応えられるかというのは、調整しながらということにはなります。

渡邊委員 要はうちで言うとガザミ。放流が遅れた場合にその年に漁獲サイズにならない。そういうことが多々あって。一年、年を超すとその間にハモとかに食べられたりして、生残率が極端に落ちるんですよね。そうじゃなくて、その年に捕れるような放流時期を目指して欲しいというのが現場の意見です。

大塚課長 ガザミについては屋外水槽がとても良いものになっているので、生産はこれまでよりも飛躍的に良くなると思うので、ご要望に応えられると思っています。

渡邊委員 もう1つは以前、福岡からヨシエビをもらっていたけど、それも時期がものすごく遅れていて、その年に捕れない。要はどうしても福岡で放流した後の残ったものを、回してもらおうということだったのでそうになってしまう。ちょっとクレーム言ったら終わってしまったのですが。

漁獲につながるように早期の放流に声をあげたいと思っています。

大塚課長 ヨシエビについては、今回の計画からは落としていますが、要望があれば放流について考えていきたいと思います。

渡邊委員 大分で生産するの。

大塚課長 いえ。他の県で作ったものをまわす方法です。

議 長 種苗生産の時期が重なるので公社のスペースがなくて、なかなか一度に色々な魚種ができないので、共同開発や融通し合うような制度があるのだと思うのですけれども、具体的に今ありますか。

大塚課長 国東の事業場を造っていた時は、まこがれいなんかは山口から融通を受けていました。山口と福岡とは3県で覚書を結んでいまずので、過不足があればその都度融通はできます。

議 長 それはまこがれいだけでなく魚種がいくつかあるのですか。

大塚課長 クルマエビとか、アワビや他の魚種についても、各県で、ネットワークがありますので、過不足があればその都度、可能な限り対応はできるようになっています。

議 長 わかりました。他にご意見ございませんでしょうか。

阿部（貴）委員 3つほど教えてください、資料の57ページ見たら、国の基本方針で、技術の維持と承継というのが、言われているのですが、私が見落としただけかもしれないのですが、今回の県の基本計画ではこの点の言及が無いようなので、特にこういう問題は大部分県では無いのでしょうか。というのが1つ目の質問です。

もう1つ、62ページですが。今回右側の新しい方には、海づくり大会について書かれていて、これはとても良いと思うのですが、その左側の第7次の方では、遊漁者や遊漁船業者に対する「種苗放流に対する理解の醸成に取り組む」というのが、今回は記載が落ちていて、せっかく放流しても捕られたら意味がないので、記載は残しても良いのではないかと思います。

それと3点目、63ページに今回の目標年度の放流種苗として、新たにキジハタとアカウニが追加されているようなのですが、67ページを見ますと、令和10年度の到達すべき段階として、キジハタとアカウニがDの「事業化検討期」になっていて、もし放流を実施されるのであれば、DじゃなくてEの「事業化実

証期」になるのではないかと思いますのですが。同じようにアサリはDになっているのですけども、これは先ほどの63ページでは、放流種苗の目標にはあげられていない。なのでこの辺りを教えてください。

大塚課長

まず、1点目ですが、技術の承継については、全国的に種苗生産をする人の高齢化が進んでいて、大きな課題にはなっているのですが、大分県では、これは5年間の計画なのですが、この先5年を見ると2人の方が退職される予定になっています。ただ、今のところ、残っていただき下の者に技術を伝承する予定にしておりますので、今この先5年を見たときには、課題として顕在化はしておりませんので今回は盛り込んでおりません。次の9次には盛り込むことになるかもしれないです。

それから2点目ですけれども、ここはですね、海づくり大会を契機として、県民全体に栽培漁業の理解をお願いするって書いてありますので、遊漁者も含めてということで、全部包括した記載にしております。そういうことでご理解いただきたいと思います。

それから、3点目ですけれども、まずEの事業化実証っていうのは、種苗の生産体制を整備した上でというのが、まず条件になります。アカウニとアサリについては、今のところ、大分県で種苗の生産体制を整備する予定が今後5年間に無いので、そこからもEからは除外されるという考え方になります。アサリについては、7次では放流で増やすつもり満々だったのですが、ちょっと最近の状況見るとアサリがなかなか放流しても増えないので、今、どちらかというと養殖の方に舵を切っております。よって栽培漁業という意味では、事業化を実証するというよりは、検討したいという側面があります。

アカウニについても自県で生産していないですし、あまり大規模に放流すると藻場を食いつぶしてしまうという懸念がありまして、今のところDに止めているという背景があります。

それから、キジハタですけど、これはこれから、量産技術開発を国東の新しくできた事業場で開始するというので、令和10年にEと言いたいところですけど、事業化の実証まで至るには少し懸念があるので、Dにとどめているという背景があつてこういう記載にしています。

阿部（貴） わかりました。ありがとうございます。

委員

議 長 他にご意見ございませんか。
カサゴが、Cのままになっているけども難しいのですか。

大塚課長 そうですね。カサゴも放流の要望はあって、限定されたところでは放流はしているのですが、まだちょっと放流の効果という面では、実証できてないのでCにしています。

議 長 昔、放流して、釣り試験して1匹も捕れなかったという記憶あるのですが、あまり回遊しないのでそこに定着するんじゃないかなと思うのですけど。

大塚課長 そうですね。思ったより放流効果が出ないというのが正直な感想です。宮崎がすごく力を入れてやっていて、一旦効果があったようなのですが最近はあまり効果がないということで、ちょっと見直しをしないといけない状況のようです。

議 長 わかりました。他にありませんか。他にご意見もないようですので、第7号議案「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」の策定については、原案のとおり異議のない旨知事に答申することでご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第7号議案については、原案のとおり異議がない旨知事に答申することといたします。

次に、第8号議案の「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について」を審議します。事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 議案書の81ページをご覧ください。

知事許可漁業のうち、小型機船底びき網漁業手繰第2種こぎ網漁業の新規許可を行うにあたり、制限措置と申請期間を公示する必要があるため、漁業法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

また、許可の有効期間を、大分県漁業調整規則第15条第1項で定める期間よりも短い期間で許可することについて、同じく読み替えて準用する法第46条第2項に基づき、同様に意見を求められているものです。なお、今回は許可の追加要望が出されたことに伴う諮問となります。

82ページをご覧ください。知事からの諮問文です。83ページをご覧ください。まず、1の「制限措置及び申請期間の公示制度の趣旨」についてです。

今回の許可は、新設ではなく、既存の許可について追加で申請を受け付けるようにするものです。したがって、既存の制限措置のうち②の「許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数」を変更し、申請期間を設定して公示します。

次に、「2 今回公示する予定の漁業の概要」について説明します。今回公示するのは「小型機船底びき網漁業手繰第2種こぎ網漁業」で、宇佐地区の漁業者からの要望に伴うものです。

ここで、新規許可の考え方についてご説明します。下の「許可の追加について」をご覧ください。

許可する船舶の数に上限を設けている漁業の場合、大分県漁業調整規則第11条第2項の規定に基づき、申請期間を1ヶ月に限定し、申請を受け付けます。これは公示した数を超える申請があったとき、申請書の提出順ではなく、許可の基準に基づき許可する者を決定するためです。そのため、追加で許可を行うためには、その都度制限措置及び申請期間の公示が必要となっています。当該許可の上限は82隻ですが、既存の許可隻数が73隻ですので、残りの9隻まで許可が可能な状況となっています。

次のページ（P84からP85）をご覧ください。大分県漁協から県知事に提出された要望書を掲載しておりますが、宇佐地区の漁業者からの要望であることがわかります。

次のページ（P86）をご覧ください。「3 本件公示の制限措置の内容」です。

先ほども申し上げたとおり今回は追加の許可となるため、漁業を営む者の資格に要望のあった宇佐地区を含む「2-1-1」が対象の制限措置です。左から3番目の欄「許可等をすべき船舶の数」は許可の上限数に達する「9隻」とし、それ以外の制限措置については従前のとおりとなっています。

89ページをご覧ください。「4 公示の申請期間」です。

繰り返しになりますが、今回公示する許可は、許可する船舶の

数に上限を設けているため、申請期間は1ヶ月間に限定され、令和7年3月21日から4月21日までとなっています。申請期間については以上です。

次に、「5 許可の有効期間の短縮」について説明します。

知事許可漁業の許可の有効期間については、漁業法第58条によって読み替えて準用する同法第46条第1項及び大分県漁業調整規則第15条第1項の規定に基づき、本日説明した漁業は原則5年間とされています。

一方、この期間については、漁業法第58条によって読み替えて準用する同法第46条第2項の規定に基づき、本委員会の意見を聞いたうえで、漁業調整のため必要な限度において短縮することが可能とされています。

今回は既存の許可の満了日と合わせるため、令和8年5月10日までの約1年に短縮します。既存の許可の満了日に合わせることで、制限措置の変更が生じた場合も、許可の更新に合わせた一斉切替えが可能となります。

知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間についての説明は以上です。

議長 事務局から説明がありましたが、第8号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

宇佐支店から1名の要望とのことですけど、若い人ですか。

渡邊委員 親子で行っていて、子供が独立して漁に行くということで要望するものです。

議長 他にご意見ありませんか。ないようですので、第8号議案「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について」は、原案のとおり異議のない旨知事に答申することでご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第8号議案については、原案のとおり異議がない旨知事に答申することといたします。

次に、第9号議案の「大分県資源管理方針の一部改正について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 それでは、第 9 号議案の「大分県資源管理方針の一部改正について」ご説明します。

議案書の 90 ページをご覧ください。

大分県資源管理方針は、漁業法第 14 条第 1 項の規定に基づき、国が策定する資源管理基本方針に即して、各都道府県で定めることになっております。

今回、国の資源管理基本方針が改正され、ぶりが特定水産資源に追加されたことから、大分県資源管理方針に当該魚種を追加することについて、県知事より本委員会に意見を求められているものです。

91 ページに県知事から本委員会あての諮問文の写しをつけております。

詳しい内容につきましては、担当する水産振興課からご説明申し上げます。

中島技師 水産振興課の中島です。まず、「大分県資源管理方針の一部改正について」を説明いたします。92 ページをご覧ください。3 月 7 日付の官報号外第 46 号において、国の資源管理基本方針が改正され、ぶりが特定水産資源に追加されました。新たにこれらの魚種の管理の考え方等を大分県資源管理方針に追加するため、所要の改正を行うものです。

95 ページをご覧ください。こちらは、大分県資源管理方針の新旧対照表になります。右側が現行で、左側が改正後、アンダーラインを引いている赤字部分が改正部分となります。

第 1 の 1 漁業の状況についてですが、アンダーラインの箇所について、最新の統計データに改めます。

第 8 のアンダーラインの箇所については、今回の魚種の追加に伴う改正となります。

ページ下部の別紙 1ー9 をご覧ください。別紙 1ー9 を新設し、「第 1 特定水産資源」について「ぶり」としております。「第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等」については、大分県ぶり漁業区分について、当該知事管理区分を構成する事項及び漁獲量の管理の手法等についての規定を次のページまで記載しております。次の 96 ページをご覧ください。「第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準」につい

てですが、「全量を大分県ぶり漁業区分に配分する。」としております。「第４ 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」については、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量を隻数で５，４７５隻としております。これは、漁船登録がなされている全ての漁船漁業を行う船のうち、平成２９年から令和元年までの３ヶ年の隻数の平均値です。

議案書の９７ページから１１６ページまでに大分県資源管理方針（案）の本文を、１１７と１１８ページに資源管理方針について根拠となる漁業法の抜粋部分載せています。

以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第９号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。

ぶりが新しく加わったということですが。

疋田委員 なぜ、ぶりが新しく入ったのでしょうか。

大塚課長 国は今、水産資源を基本的にすべてＴＡＣ管理しようとしている中で、ある程度資源の状況わかっていて、漁獲量の報告もできるものは、随時やっていこうという流れです。その中で、ぶりは重要度も高いしということで入ってきたということです。

疋田委員 これ全国的なことですか。

大塚課長 はい。

疋田委員 ぶりは今はいても安いから捕らんし、大分県として入れる必要があるの。

大塚課長 国の流れになりますので、参加しない訳にはいかないのが全体的な水産の流れなのでご理解ください。

阿部（義） どのサイズからぶりですか。

委員

大塚課長 全部です。モジャコも入ります。

渡邊委員 入ることにより漁獲量の報告義務ができるだけですか。

大塚課長 次の議案で漁獲可能量の話が出ますのでその時にお願いします。

議 長 他にございませんか。
モジャコも含むということですが、モジャコは特採でとってるし、国が全体量を把握しているので、把握できるのではないのでしょうか。これも入るのですか。

大塚課長 これも入ります。

議 長 わかりました。他にありませんか。他にご意見もないようですので、第9号議案「大分県資源管理方針の一部改正について」は、原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第9号議案については、原案のとおり異議ない旨を知事に答申することとします。
次に第10号議案の「知事管理漁獲可能量の設定について」審議します。事務局は提案理由を説明してください。

事務局長 それでは、第10号議案の「知事管理漁獲可能量の設定について」、ご説明します。

議案書の119ページをご覧ください。

知事管理漁獲可能量の設定については、漁業法第16条第1項の規定に基づき、国から大分県に配分された都道府県別漁獲可能量を、大分県資源管理方針の知事管理区分ごとに知事管理漁獲可能量として設定する必要があります。

今回国から通知のあった都道府県別漁獲可能量を知事管理漁獲可能量として設定することについて、県知事から本委員会に意見を求められているものです。

120ページに、県知事から本委員会あての諮問文の写しをつけております。

詳しい内容につきましては、担当する水産振興課からご説明申

し上げます。

中島技師

「知事管理漁獲可能量の設定について」ご説明いたします。

122ページをご覧ください。管理期間が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの特定水産資源について、大分県への漁獲可能量の当初配分が国から通知されました。従来から配分のあったくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）はそれぞれ14.1トン、18.6トンと配分されました。

123ページをご覧ください。するめいかについては「現行水準」と配分されました。また、今回初めて配分されたぶりは、101,000トンの内数と配分されました。これら県に配分された都道府県別漁獲可能量を知事管理漁獲可能量として設定するものです。

124ページをご覧ください。最初に、従来から漁獲可能量が設定されてきた、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかについて説明します。表の下の特記欄内をご覧ください。漁獲可能量を設定するにあたり、漁獲量が国全体の漁獲量の上位8割に含まれない場合は現行水準となります。ただし、くろまぐろについては全都道府県が数量明示管理を行っています。また、くろまぐろの資源が回復してきたことを受け、国際会議において日本の漁獲可能量の増枠が承認され、令和7管理年度から各都道府県の漁獲可能量が増加し、本県では小型魚は14.1トン、大型魚は18.6トンが国から配分されました。漁獲可能量の知事管理区分への配分については、本県で漁獲されるくろまぐろ及びするめいかはわずかなことことから、大分県資源管理方針に基づき、漁業種類などに分けた管理ではなく、県全体で1つの管理区分とし、国から配分された全量を当該管理区分へ配分することとしています。したがって、くろまぐろ（小型魚）は大分県くろまぐろ（小型魚）漁業区分、くろまぐろ（大型魚）は大分県くろまぐろ（大型魚）漁業区分、するめいかについては大分県するめいか漁業区分に、それぞれ全量配分いたします。

125ページには漁獲可能量の設定の根拠となる漁業法の該当部分を載せています。

次に126ページをご覧ください。今回から新たに漁獲可能量が設定されるぶりについて説明いたします。

国は、資源管理を推進するため、TAC管理対象資源の拡大を掲げています。先ほどご説明しましたように関係者との協議を経

て、令和 7 年 3 月 7 日付官報号外第 4 6 号において、資源管理基本方針の一部が改正され、特定水産資源にぶりが追加されました。対象となるのは、ぶりの資源評価の対象となる分布域と同様に全都道府県が対象となります。また、モジャコについても、採捕計画の範囲内で管理を行うこととしています。管理期間については、4 月から翌年 3 月まで、又は 7 月から翌年 6 月までのいずれかを各都道府県が盛漁期等を考慮して選択でき、本県ではモジャコ漁の期間を考慮して 4 月から翌年 3 月までを選択しています。右下の図をご覧ください。国の方針では、新たに特定水産資源に規定される水産資源は、漁業者の合意形成の進行度に応じ管理の取組を 3 段階に分けて実施し、T A C による漁獲管理を行うこととしています。ぶりはステップ 1 から開始され、この間は具体的な漁獲量可能量の配分及び採捕停止命令は実施せず、漁獲報告が義務づけられます。

第 9 号議案で説明しましたとおり、漁獲可能量の配分については、改正予定の大分県資源管理方針に基づき、大分県ぶり漁業区分に全量配分いたします。

1 2 7 ページから 1 2 9 ページには国の資源管理における考え方を記載していますので参考にされてください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第 1 0 号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。

疋田委員 くろまぐろの枠は、もうちょっと増やせなかったのですか。

大塚課長 相当増やしてもらってるとは思ってたんですけど。全国的には、もうちょっと少ない増加幅だったんですけど、少なく配分されてるところに配慮してくれて、前年に比べて 3 倍とか 4 倍ぐらい配布されているので、このぐらいあれば十分じゃないかなって思ってます。

疋田委員 近年まき網なんかが結構ヨコワをひいてきて、定置にもだいぶマグロが入ってきていて、昨年も鶴見の市場でも、1 0 月、1 1 月くらいにはもう枠がいっぱいになって、持っていけなくなった。ちょっと日本海のまき網とかに枠をあげすぎ

ているんじゃないですか。

大塚課長 多分、14とか18トンとかあれば、かなりとっても余裕があるのではないかなと思っています。大分の場合、そこまで捕れることはないのではないかなというのが今の予想です。

また多く捕れればそれだけ資源が良いということなので、また増枠は期待できるのではないかと思います。多分4月から存分に捕れると思います。

議長 他にございませんか。よろしいでしょうか。

山尾委員 今回ぶりが追加されるし、いろんな意味で漁業者が報告する魚の種類がどんどん増えてる感じがします。これはしょうがないんだけど、水産庁の方針として、遊漁者も結構釣ってる部分があるのに無報告。そんな状況が続くのですか。それとも、これも報告させて資源管理の1つにする方向になるのですか。その辺はどうなのですか。

大塚課長 ぶりは遊漁でたくさん捕っているので、当然議論になっています。くろまぐろが、これだけ厳しい管理をしている中で遊漁者は、きちんと報告する義務があります。ただそれは遊漁者から直接国に報告するようになっていて、今年度も、遊漁が捕ってはいけないという措置が早々とされているのが状況です。ぶりについてもくろまぐろと同じようなやり方をするように国としては考えていて、遊漁者から直接国に報告させて、それが10万トンの内数の中でかなりの量になれば、それなりに規制をかけるというような準備をしているという風に聞いています。

山尾委員 はい、わかりました。

須川委員 追加ですが、遊漁船業を営んでいない一般のプレジャーとかはどうなのですか。

大塚課長 基本的にはこれだけ法律に基づく管理が始まったら、その人たちも報告してもらわなくてはいけないのですが、それが

どれだけできるかというのは、今から運用する中で、検証していくことになると思います。

須川委員 今、佐賀関沖は遊漁船業者というよりプレジャーのジギングが多くて、魚を釣る（とる）のが目的なのか、釣るのを楽しんでいるのかわからない状態です。

一人乗りの小さなボートで来ているこの人たちのあみかけもできたらやってほしい。

大塚課長 非常に難しいかなと思いますけど、漁業者にこれだけの管理をお願いするのであれば、当然同じようにしないといけないとは思っていますが、実際どういう風にできるかというのはちょっとまた相談しながらやりたいと思います。

須川委員 もう1つあるのですが、山の場合は入山の届けというのがあるじゃないですか。我々も海難事故で救助に向かうのですが、必ずというほどプレジャー。エンジンのトラブルだったり、燃料がなくなったとか。海保から、高島沖とか言われて探しに行くのですが、どこの海域から出航したとかどんな船や、どんな人が乗っているのかわからない。どこかに届け出をするとか、規制とかができたらなと思います。

大塚課長 県がすべきかというのは、少し考えるべきかと思いますが、非常に重要な課題とは思っています。

議長 よろしいですか。他にご意見ございませんか。他にご意見もないようですので、第10号議案「知事管理漁獲可能量の設定について」は、原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第10号議案については、原案のとおり異議ない旨知事に答申することといたします。

これで本日の議案については全て終了しました。次にその他の報告事項ですが、「知事管理漁獲可能量の追加配分について」事務局から報告してください。

事務局長

議案書の１３０ページをご覧ください。その他「知事管理漁獲可能量の追加配分について」です。大分県資源管理方針では、くろまぐろについて管理年度途中で国等から漁獲可能量の追加配分があった場合、その都度諮問を行うのではなく、あらかじめ本委員会の意見を聴いて定めた方法により知事管理区分へ配分することができると定められています。今回、国に対しくろまぐろの追加配分の要望をしたところ、配分量が示されたため、「大分県水産資源管理方針における漁獲可能量の追加配分があった場合の追加ルールに関する運用指針」に基づき、県はその全量を知事管理区分へ配分する旨の報告を受けるものです。

詳しい内容につきましては、担当する水産振興課からご説明申し上げます。

中島技師

くろまぐろ獲可能量の追加配分についてご報告いたします。１３１ページの上部の経緯をご覧ください。令和６年度のくろまぐろのＴＡＣ管理は４月から小型魚が３．８トン、大型魚が６．４トンの漁獲可能量で開始され、同年６月には国からの追加配分によって漁獲可能量が小型魚４．４トン、大型魚が７．３トンに増加しました。その後同年１０月には大型魚の漁獲量が漁獲可能量を超過したため、また、令和７年２月には小型魚の漁獲量が漁獲可能量を超過するおそれが著しく大きくなったため、県がそれぞれ採捕停止命令を発出したところです。このような状況を踏まえて、本県は国に対して大型魚１．０トンの追加配分を要望しました。国は各都道府県の要望を集計し、その結果、１３１ページ下側の国からの文書にありますように今回本県に対して０．１トンの追加配分が示されました。今後、国から正式に追加配分通知があり漁獲可能量が確定することとなります。

続いて、１３２ページの上部をご覧ください。この指針は、今回のような追加配分があった場合のルールについて示したものです。下側の１にあるとおり、漁獲可能量の追加配分が得られた場合は、その全量を知事管理区分へ配分し、大分海区漁業調整委員会へは諮問せずに事後報告するとされております。

１３３ページには、大分県資源管理方針の該当部分を参考に載せておりますのでご確認ください。以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告にご質問等はありませんか。

なければこれで本日予定していた議案、報告はすべて終了しました。他に何かありませんか。
なければこれで委員会を終了します。

事務局長 本日は長時間にわたるご審議、誠にお疲れ様でした。
第２２期海区漁業調整委員会退任者感謝状贈呈式及び第２３期海区漁業調整委員会の辞令交付式並びに第１回委員会を４月２１日（月）１４時から県庁にて行う予定としておりますので、時間の確保をお願いします。

以上、第２２期大分海区漁業調整委員会第３０回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和７年３月１２日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員